		管理番号	BOU-Y01-00
名	下笠区自主防災組織 防災計画	作成	2019年1月1日
称	下立区日土防火租阀 防火引回	改定	

1 目的

この計画は、下笠区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難及び避難所運営に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動を円滑に行うため次のと おり防災組織を編成する。全体調整は副隊長(総務担当)が行う。詳細は、**防災隊作成手順書**に定め る。

編成班名	日常の役割	災害時の役割
情報班	情報の収集・伝達	状況把握
	広報活動	報告活動
消火班	器具点検	初期消火活動
	防火広報	消防団との連携
救出•救護班	資機材調達·整備	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	避難路(所)•標識点検	区民の避難誘導活動
災害時要救護者班	対象者の把握	対象者の避難活動
給食給水·物資供給班	器具の点検	物資の配分・需要の把握
	個人備蓄の啓発活動	炊き出し等の給食・給水活動
涉外班	他機関団体との事前調整	他機関団体との調整

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及•啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識(初期対応含む)に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- 4) 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は次のとおりとする。

- (1) 広報誌(ようろう)、下笠たより、自治会たより等の配布
- ② パンフレット、ポスター等の配布
- ③ インターネットからの収集方法の指導
- (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で 随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により下笠固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は次のとおりとする。

- (1) 養老町のハザードマップによる危険地域、区域
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承(特に伊勢湾台風、集中豪雨による水害)
- (2) 把握の方法

災害危険の把握は、次のとおりとする。

- ① 養老町、笠郷自治町民会議防災計画
- ② 経験者等との座談会の開催

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、次により防災訓練を実施する。基本は養老町、笠郷自治町民会議が主催する訓練に参加することとし、必要に応じて区内でも実施する。詳細は**防災訓練参加手順書**に定める。

7 専門班の具体的活動

災害時における7専門班の具体的活動は次のとおりとする。

(1) 情報班

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

① 情報の収集・伝達

情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関に伝達する。被災者の安否情報を集約し、隊長に報告する。

② 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線、伝令等による。

(2) 消火班

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の活動を行う。

- ① 近隣の住民に声をかけ、消火器を持ち寄り初期消火活動を行う。
- ② 火災発生区域の消火栓、消火ホースからの初期消火活動を行う。
- ③ 消防機関の誘導を行う。
- (3) 救出•救護班
- ① 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。 この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

② 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、救急車の手配を行う。救急車が来れないときは、次の医療機関に搬送する。

- ·養老町 西美濃厚生病院 ·大垣市 市民病院
- (4) 避難誘導班

火災の延焼拡大、水害等により住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により 避難を行う。

① 避難誘導の指示

養老町長の避難指示が出たとき又は、自主防災隊長が必要であると認めたときは、隊長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

- ② 避難誘導班員は、隊長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を防災計画に定められた避難場所に誘導する。
 - ③ 避難経路及び避難場所
- ・避難経路は、地域ごとに形状、実情が異なるため、一次避難場所も含め自治会単位で計画する。 詳細は、〈**避難経路作成・見直し手順書**〉を参照。
- ・養老町における下笠区に近い指定緊急避難場所は次の通りである。 次ページ参照



	洪水		地震	
施設•場所名	使用の可否	収容可能人数	使用の可否	収容可能人数
就業改善センター	Δ	(70)	0	210
東部中学校	A	(540)	0	2,250
東部町民体育館	×	_	×	_
笠郷小学校	A	(400)	0	2,100
船附こども園	×	_	0	240

- ※収容可能人数は、1人あたり2㎡とする。
- ※「洪水」使用可否欄の△は、2階以上への避難とし、()内の数字は、浸水階以上での収容可能人数
- ※「洪水」使用可否欄の▲は、3 階以上への避難とし、()内の数字は、浸水階以上での収容可能人数 (参考 他地区の人数 2018 年 4 月現在)

笠郷地区全体 5,000 人 池辺地区全体 3,700 人 上多度地区全体 3,000 人

上之郷270 人栗笠700 人船附1,500 人大野、除内600 人

No.	自治会(概略人数)	一次避難所	二次避難所
1	三ツ屋(250)	八幡神社	東部中学校
2	懐(100)	6-1 消防庫前	東部中学校
3	構(160)	倉庫跡	東部中学校
4	構北(140)	東部中学校へ直接避難	東部中学校
5	構東(110)	構東倉庫前	東部中学校
6	西江下(150)	早戸神社	東部中学校
7	東江下(130)	東江下集会場	東部中学校
8	東江下南(130)	笠郷小学校へ直接避難	笠郷小学校
9	東江下北(40)	笠郷小学校へ直接避難	笠郷小学校
10	中村(70)	笠郷小学校へ直接避難	笠郷小学校
11	中島(140)	中島公園	笠郷小学校
12	中島南(40)	笠郷小学校へ直接避難	笠郷小学校
13	和田(150)	笠郷小学校へ直接避難	笠郷小学校
14	野崎(220)	笠郷小学校へ直接避難	笠郷小学校
15	野崎南(120)	笠郷小学校へ直接避難	笠郷小学校

全員避難したとしたら、笠郷小学校は 910 人、東部中学校は 1,040 人となる。

各自治会の避難経路は次ページ参照

下笠南、西江下、東江下、東江下南、野崎南の避難経路



下笠北、東江下北、中村の避難経路



- (5) 災害時要救護者班
- ① 要救護者の把握

平常時に、行政、社会福祉協議会、民生委員、訪問介護員等と連絡を取り合って、要救護者を把握する。

② 方法の検討

円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ避難誘導班と検討し、訓練等に反映する。

(6) 給食給水・物資供給班

避難地等における給食給水・物資供給は、養老町から配布・提供された食糧・飲料水・物資の配分、炊き出し等による給食活動を行う。

(7) 涉外班

外部関係機関(行政・各種団体等)との連絡、交渉を行う。結果は隊長に報告する。

8 区と自治会の位置づけ

下笠区の防災隊を本部防災隊とし、自治会の防災隊は分隊とする。本部防災隊の正副専門班長は 自治会長(分隊長)を兼ねており、住民に対する具体的な活動は、分隊に委ねることになる。

9 水害時の対応について養老町の意見

- (1) 避難について
- ① 早い段階での対応

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まる状況において避難準備をする必要があります。要配慮者等特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への行動を開始し、それ以外の者は、家族との連絡、非常持ち出し品の用意等避難準備をすることが望ましい。

② 氾濫、決壊発生までの対応

洪水ハザードマップで自宅や自宅周辺にどの程度の浸水の危険があるかを事前に確認しておくことが必要です。河川氾濫予兆は大雨や長雨ですので、住んでいる地域ではもちろんのこと、住んでいる地域では雨が降っていなくても近隣の川の上流で大雨になっていると氾濫の危険性は高まります。

また、堤防が決壊したときは、浸水区域が一気に増加するため、速やかな避難行動が必要です。いったん堤防が決壊すると一気に水かさが増し避難が困難となるため、大雨が降るようであれば予め避難経路を、複数確認しておく必要があります。

(2) 避難場所について

基本は「垂直避難」です。自宅の最上階や平屋住宅の人は近くの高台へ一時避難する。下笠区では 浄雲寺様と一時避難場所の協定を締結してあります。

(3) 孤独不安を取り除く

災害が発生すると、被災したショック、日常生活上の困難、生活習慣の変化、その後の生活への不安のために、心身とも強いストレスにさらされ疲れやすくなります。そんな時は、休息をこまめに取り、一人で抱え込まないよう家族や友人、近所のひと、保健師さんなどの支援者と話をして、お互いに声を掛け合うことが大切です。とにかく、孤立させないように日頃から付き合いのある人とつながりを持ち、話に耳を傾けることが大切です。

(4) 避難後の対応

避難者自身が主体的に参画できるよう、年齢や性別に関係なく避難者全員が自分にできる役割を担えるよう、住民主体の運営体制を構築することが大切です。例えば、子供なら物資の配給や食事作り、高齢者なら子供たちの話し相手などそれぞれにできる役割分担をしたり、また、その役割分担についても一人に負担がかからないよう交代制にするなど工夫することも大切です。

(5) 防災隊について

自主防災隊は近隣住民が互いに助け合って地域や住民を守るという意識、連帯感に基づき自主的に結成される組織であり、災害による被害を防止または減少させることを目的として活動を行う組織ですが、いざ災害が発生した場合、十分な機能が果たせないのが現状です。普段から自主防災組織間の話し合いや情報交換を行い、一人一人が自主防災隊の一員であることの認識を深める必要があります。例えば、自主防災組織の活動に関する意見交換や災害時要援護者対策の進め方を検討し、また、防災施設の視察や防災研修会に参加するなど、防災意識の向上を図らないと自主防災隊の機能はなかなか厳しいのが現状です。

付則

この計画は2019年1月1日から施行する。